

日社福士 2020-50

2020年5月1日

都道府県社会福祉士会
会長各位

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久
(公印省略)

新型コロナウイルス対策としての緊急事態宣言を踏まえた本会の今後の対応について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、政府は4月7日に緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とし、その後4月16日にこれら7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとしました。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、4月16日から5月6日までとされています。そして、国民には、不要不急の外出を避けること、「3つの密」を極力避けること、事業者においては、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことが必要とされ、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指しています。

本会としましては、この度の緊急事態宣言を踏まえ、下記のとおり新型コロナウイルス感染防止に向けて対応を図ることとしましたのでお知らせいたします。

また、貴会におかれましても国や地方公共団体から示される方針をふまえ、今後の事業方針をご検討いただき、感染拡大防止に努めるよう、引き続き対応をお願いします。

記

1 本会委員会事業について

本会は、新型コロナウイルスの感染防止を最優先とし、自らがクラスターを発生させないため、今年度の委員会事業（委員会や研修会等）については、2021年3月末まで集合形態による委員会活動等を実施しないことを前提として、今年度事業計画及び予算の見直しに着手します。

集合形態による代替手段として Web を活用した会議の検討を進めます。また自粛要請が緩和された際に、今まで通りの集合形態による会議を行うための基準（感染拡大警戒地域がなくなった時など）を定めます。

2 研修事業の方針について

3つの密を避けることや外出抑制により、集合形態での研修が開催できない状況です。しかし本会は、「会員の学びの機会を止めない」こと及び、収束後の社会情勢を見据え、ソーシャルワーク実践を可能とする人材育成の必要性を重視し、eラーニングによるオンデマンド講義の充実や、Zoom等を用いた双方向性の講義や演習の開発を進め、ICTを活用した遠隔研修を推進します。なお、7月に開催予定であった研修会は中止もしくは延期します。

3 通常総会について

6月の本会通常総会は開催を取り止め、決議が必要な2019年度決算報告を書面による決議で行います。そして自粛要請が緩和し落ち着いた段階で、臨時総会を開催します。

なお、これとは別に、正会員とのコミュニケーションを増やすという観点から、Zoom等を活用して、本会執行部と都道府県社会福祉士会会長等が参加し報告や意見交換等を行う場を新たに設定し試行することにより、これを補うとともに、必要な情報交換会を通して、本会の事業運営の維持・発展を図ります。

4 国等への要望について

さまざまな新型コロナウイルス感染防止対策によって、休業を余儀なくされた事業所での解雇や雇い止め、医療機関で治療にあたる関係者・介護・福祉サービスを提供する関係者及びその家族や感染者等への差別、学校閉鎖の長期化による教育の機会の喪失と児童虐待の発見や対応の遅れ、アウトリーチや一時保護等の自粛によるドメスティック・バイオレンス、障害者虐待、高齢者虐待等の発見や対応の遅れなど、権利侵害が潜在化、深刻化する懸念があります。そこで現場で見られる課題を国へ伝え、課題解決に向けた意見提案を行いたいと考えております。ぜひ正会員のみならず皆様からもご意見をお寄せいただけますようお願い申し上げます。

5 情報発信について

既にご案内のとおり、本会のホームページにおいて、新型コロナウイルスに関する情報の一元化を図るとともに情報発信に取り組んでおりますので、これらの情報をご参照願います。なお、貴会において全国的に共有すべき情報等がありましたら、本会までお知らせいただけますよう、お願い申し上げます。

以上